

裁判員休暇に関する規程

株式会社 リィツメディカル

平成 27 年 4 月 1 日 制定
平成 年 月 日 届出

裁判員休暇に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、就業規則第49条に基づき、「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」(以下、「裁判員法」という)により、社員が裁判員等として裁判所に出頭するための休暇に関する事項について定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、当社の役員及びすべての社員（社員、雇用継続社員、パート、アルバイト等。以下、本規程において「社員」という。）に適用する。

(裁判員候補者として選任された場合の届出義務)

第3条 社員が、裁判員候補者名簿に記載された後、裁判員及び補充裁判員（以下、裁判員等といふ）選任手続きのための呼び出し（追加呼び出しを含む）を受けた場合には、少なくともその出頭期日の4週間前までに会社へ届け出なければならない。

2. 前項の届け出に当たっては、所定の「裁判員休暇取得届出書」に呼出状の写しを添付したうえで、所属長を経由し本社に届け出るものとする。
3. 第1項に定める出頭期日前に呼び出しが取り消された場合については、直ちに「裁判員休暇終了（取消）届出書」により、所属長を経由し本社に届け出るものとする。

(裁判員等に選任された場合の届出義務)

第4条 社員が、選任手続きの期日に出頭し、裁判員等に選任された場合には、直ちにその旨を会社に届け出なければならない。

2. 前項の届け出に当たっては、所定の「裁判員休暇取得届出書」に必要事項を記入し、所属長経由本社に届け出るものとする。ただし、選任後、出社する暇なく裁判員の職務に従事する場合などについては、予定の公判期日を所属長に報告し、事後遅滞なく届け出るものとする。
3. 裁判員に選任された後、実際の審理期間が、当初届け出た職務従事予定期間より延長、または短縮された場合には、直ちに「裁判員休暇取得届出書」により、所属長経由本社に届け出るものとする。ただし、出社する暇なく裁判員の職務に従事する場合などについては、所属長に報告し、事後遅滞なく届け出るものとする。

(裁判員でなくなった場合等の届出義務)

第5条 社員が、下記の各号の一に該当し、裁判員休暇制度の適用を受ける必要がなくなったときは、直ちにその旨を会社に届け出なければならない。

- (1) 裁判員候補者として裁判員の選任手続きを行う期日に出頭したが、裁判員に選任されなかつた場合

- (2) 裁判員候補者として裁判員の選任手続きを行う期日に出頭したが、辞退の申し立てを行い、認められた場合
 - (3) 裁判員に選任されたが、①重い疾病または傷害により裁判所に出頭することが困難であること、②介護または養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護または養育を行う必要があること、③その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること、④父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあることが生じた場合で、辞任の申し立てを行い、裁判所がその理由があるとして解任の決定を行った場合
 - (4) (3) のほか、裁判員法 41 条、43 条、44 条、45 条の規程により解任の決定がされた場合
 - (5) 終局裁判を告知したとき
 - (6) 合議体が取り扱っている事件のすべてを一人の裁判官または裁判官の合議体で取り扱うこととなったとき
 - (7) 選任予定裁判員の選定を取り消す決定がなされたとき
2. 前項の届け出に当たっては、「裁判員休暇終了（取消）届出書」に必要事項を記入し、必要に応じて証明書類を添付したうえで、所属長経由本社に届け出るものとする。

(休暇取得日における賃金の取り扱い)

第 6 条 社員が、裁判員等または裁判員候補者として裁判所に出頭するために休暇を取得した場合の賃金は、無給とする。

(不利益取り扱いの禁止)

第 7 条 会社は、社員が裁判員の職務を行うために、本規程に基づき適正な休暇を取得したこと、その他裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員もしくは裁判員候補者であることまたはこれらの者であったことを理由として、解雇その他不利益な取り扱いはしない。

(社員に対する協力義務)

第 8 条 会社は、社員が裁判員の職務を行うために必要な配慮を行うものとする。

- 2. 会社は、裁判員法第 16 条第 8 号ハに掲げる事由※について、社員から資料の提出を求められた場合には、当該事由の根拠となる事実の証明を行う。
- 3. 会社は、必要に応じて、裁判員制度に関する教育、裁判員等に選任された後の心身の健康管理、裁判員等になった社員からの相談（裁判員等の秘密漏示罪に該当する事項は除く）等につき、必要な措置を講じる。

※ 裁判員または裁判員候補者として裁判員等選任手続きの期日に出頭することが困難な事由として、「その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること」を挙げる場合

(裁判員等になった社員の遵守義務)

第9条 社員は、裁判員等に選任された場合（裁判員候補者名簿に記載された場合も含む）において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 裁判員候補者となった者が、裁判員等選任手続きに先立ち、裁判所から送付された質問票に虚偽の記載をして裁判所に提出すること
- (2) 裁判員候補者となった者が、裁判員等選任手続きに先立ち、裁判所から送付された質問票に虚偽の記載をし、または裁判員選任手続きにおける質問に対して正当な理由なく陳述を拒み、もしくは虚偽の陳述をすること
- (3) 召喚を受けた裁判員候補者、選任予定裁判員、裁判員、補充裁判員となった者が、正当な理由なく出頭しないこと
- (4) 裁判員や補充裁判員となった者が、正当な理由なく宣誓を拒むこと
- (5) 裁判員または補充裁判員となった者が、評議の経過、各裁判官もしくは各裁判員の意見やその多少の数、その他職務上知り得た秘密を漏らすこと
- (6) 合議体の裁判官及び他の裁判員以外の者（区分事件審判に関する裁判員、補充裁判員を含む）に対し、その担当事件の事実の認定、刑の量定等に関する意見を述べること
- (7) 裁判員等に選任された場合（裁判員候補者名簿に記載された場合も含む）に、それを公にすること
- (8) 裁判員等に選任された場合（裁判員候補者名簿に記載された場合も含む）に裁判所から支給される旅費、日当、宿泊費等に関し、税務申告を行わず、あるいは怠ること

(裁判員等に選任された社員以外の遵守義務)

第10条 裁判員等に選任された社員（裁判員候補者名簿に記載された場合も含む）当人以外の者については、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 裁判員、補充裁判員、選任予定裁判員、裁判員候補者になった社員の情報を公にすること
- (2) 裁判員または補充裁判員が職務上知り得た秘密を知る目的で、裁判員または補充裁判員の職にあった者に接触すること

附 則

1. この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。